

令和7年度 釜石市立中学校部活動指導員人材バンク登録者募集要項

令和7年3月
釜石市教育委員会

1 趣旨

釜石市教育委員会では、市立中学校における部活動の質的な向上を図るとともに、部活動を担当する教員の負担軽減のため、釜石市立中学校に部活動指導員を配置する。

この要項は、部活動指導員の配置に当たって候補とする釜石市立中学校部活動指導員人材バンク(以下「人材バンク」という。)の登録者募集において必要な事項を定める。

2 募集職名

部活動指導員

3 募集人数

制限なし

4 登録期間

登録日から令和8年2月末日まで

5 資格・要件

スポーツ、文化、科学等に関する部活動に係る専門的な知識・技能に加え、学校教育に関する十分な理解を有し、次の(1)～(4)のうち、いずれかに該当する方。

- (1) 自らが当該の種目等の経験を持っている方、すでに生徒への指導実績を有している方等、学校長が適任であると判断する方
- (2) 教員免許を取得しており、当該の種目等における生徒への指導実績を有する方
- (3) 公認指導者資格(競技団体、文化芸術団体等)を取得しており、当該の種目等における生徒への指導実績を有する方
- (4) 学校現場に勤務した経験を持つ方

6 職務内容

- (1) 次に掲げる職務を単独で行うことができる(教員等と分担することも可能)。
 - ア 実技指導(学校及び学校外)
 - イ 学校外での活動(大会、練習試合等)の引率
※教育委員会又は学校が別途手配する借り上げバス等で引率するものに限る
 - ウ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
 - エ 用具・施設の点検・管理
 - オ 部活動の管理運営

- 力 保護者等への連絡
- キ 年間・月間指導計画の作成
- ク 生徒指導に係る対応
- ケ 事故が発生した場合の現場対応
- コ 教育委員会が指定する研修会等への参加

- (2) 部活動を担当する教員等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行い、連携を十分に図ること。
- (3) 部活動においていじめや暴力行為等の事案が発生した場合は、速やかに校長又は教員等に連絡し、校長及び教員等とともに組織的に対応すること。

7 勤務条件等

- (1) 身分
釜石市パートタイム会計年度任用職員
- (2) 報酬
時間給 1,600 円（通勤手当は規定により別途支給）
- (3) 任用期間及び指導期間
任用期間：採用日から令和 8 年 3 月末日まで
指導期間：採用日から令和 8 年 2 月末日まで
- (4) 指導時間
1 人当たり年額 336,000 円を超えない範囲内（時間給 1,600 円の場合、年間 210 時間以内）とし、次の条件を守ること。
 - ア 休憩時間を除き、1 週間当たりの勤務時間の合計を 15 時間未満とすること。
 - イ 平日は 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とすること（大会等により学校長が必要と認めた場合を除く。）。)
 - ウ 1 週間当たり 2 日以上（平日 1 日以上、週末 1 日以上）の休養日を設けること。

8 申込方法

次の書類を釜石市教育委員会学校教育課に提出する。（郵送・電子メール可）

- (1) 登録申請書(様式 1) 1 部
- (2) 登録者履歴書(様式 2) 1 部

9 登録・採用の流れ

- (1) 釜石市教育委員会による提出書類の審査を経て適正であると認められる場合に、人材バンクへ登録する。
- (2) 人材バンク登録者のうち、学校の配置希望等の条件に合致する方に連絡し、釜石市教育委員会及び学校による面談を行う。
- (3) 面談の結果、採用が決定した場合は、採用に係る諸手続きを行う。

10 人材バンクの登録変更及び削除

- (1) 住所等、登録内容に変更が生じる場合は、登録内容変更届(様式 3)を提出する。
- (2) 次の事項に該当する場合は、人材バンクから登録を削除する。任用が決定している場合は決定の取消しを行う。
 - ア 資格要件を満たさないこと又は提出書類の記載事項に誤りがあることが判明した場合
 - イ 登録者本人から登録・採用辞退届(様式 4)が提出され、釜石市教育委員会がそれを受理した場合

11 申込み・問合せ先

〒026-8686 釜石市只越町三丁目 9 番 13 号

釜石市教育委員会事務局 学校教育課 (第 5 庁舎 2 階)

部活動指導員採用担当

TEL : 0193-22-8833 FAX : 0193-22-3633

メール : gakk@city.kamaishi.iwate.jp